

一般社団法人北部農林高等学校後援会奨学金給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人北部農林高等学校後援会定款第3条の規定に基づき、育英資金（以下奨学金という）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象)

第2条 この規程の奨学金給付対象者は、定款第3条の規定に基づき、北部農林高等学校に在学する生徒及び卒業生とする。

(生徒の奨学)

第3条 北部農林高等学校の生徒の奨学金給付については、定時制課程の第2学年以上から4名を、北部農林高等学校校長が推薦し、奨学金給付審査会（以下「審査会」という。）が決定する。

(学生の奨学)

第4条 農業大学校に在学する学生の奨学金給付については、北部農林高等学校から農業大学校に進学した者で、同学校を修業する2年間を対象とする。

2 大学に在学する学生の奨学金給付については、北部農林高等学校から大学に進学した者で、3年次及び4年次の2年間を対象とする。

3 短期大学に在学する学生の奨学金給付については、1年次及び2年次の2年間を対象とする。但し、当該学生が3年次に編入学した場合には、3年次及び4年次には支給しないものとする。

(対象大学等)

第5条 本奨学金給付規程を適用する大学等については、審査会で選定する。概ね、次の大学等を選定の基準の基準にする。

- (1) 国立大学法人 琉球大学
- (2) 学校法人 東京農業大学
- (3) 公立大学法人 名桜大学
- (4) 沖縄県立農業大学校
- (5) その他、審査会が推薦する大学等

(審査会)

第6条 本審査会は、本後援会の理事をもって充てる。審査会の会長は後援会理事長が当たる。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、5月末及び9月末に本人又は保護者に給付する。給付の方法は、本人又は保護者の口座振り込みにより行う。

(給付金額)

第8条 生徒に給付する奨学金は月額1万円、学生に給付する奨学金は農業大学校、公立大学法人名桜大学の学生は月額2万円、琉球大学、東京農業大学の学生(短期大学を含む)は月額3万円とする。

(奨学金給付の休止、停止)

第9条 奨学生が休学したときは、その期間中の奨学金の給付を休止する。

2 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の給付を停止する。

- (1) 病気等のため休学したとき
- (2) 学業成績又は素行不良になったとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) その他、給付の趣旨に沿わないとき。

(移動の届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 転校したとき(様式第3号)
- (2) 休学したとき(様式第4号)
- (3) 退学したとき(前号に準ずる)
- (4) 復学したとき(様式第5号)
- (5) 卒業したとき(様式第6号)

(帳簿等)

第11条 本奨学金給付の円滑な推進と事業記録を残すため、次の帳簿等を備える。

- (1) 奨学金給付規程
- (2) 審査会の名簿
- (3) 会議記録
- (4) 給付者名簿
- (5) その他、必要な帳簿等

(給付事務等)

第12条 本奨学金給付の諸手続き事務は、後援会の書記が理事長の命により行う。給付金の出納事務については、後援会の会計がこれに当たる。

(必要事項の合議)

第13条 この規程以外に奨学金給付の事業推進上、必要な事項が生じた場合は審議会で合議の上、決する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。
平成19年 2月17日一部改正
平成21年12月17日一部改正 平成22年 4月 1日から適用する。
平成22年 5月28日一部改正 平成22年 4月 1日から適用する。
平成25年 4月30日一部改正 平成25年 4月 1日から適用する。
平成28年 2月10日一部改正 平成28年 4月 1日から適用する。
令和 2年 5月20日一部改正 令和 2年 5月21日から適用する。